

題	
発行者	厚生労働省労働基準局 安全衛生部化学物質対策課長
種別	有、無期限
平成17年7月29日 から 平成27年7月28日 まで	



基監発第 0729001 号
基安化発第 0729001 号
平成 17 年 7 月 29 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
監 督 課 長
安全衛生部化学物質対策課長

石綿等が使用されている建築物等の解体等を行う作業現場に対する
監督指導等の重点的な実施に当たって留意すべき事項について

石綿等が使用されている建築物等の解体等を行う作業現場に対する監督指導等については、平成 17 年 7 月 29 日付け基監発第 0729002 号に基づき指示されているところであるが、その実施に当たっては、下記に留意の上、遺憾なきを期されたい。

記

1 業務量の確保

石綿等が使用されている建築物等の解体等を行う作業現場に対する監督指導等に係る業務量については、平成 17 年 8 月 1 日から 3 か月間について、年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画において

なお、必要な場合、年間監督指導計画等を変更して業務量を確保すること。

2 付表の送付

平成 17 年 7 月 28 日付け基監発第 0728001 号、基安化発第 0728002 号「石綿ばく露防止対策の推進に当たっての留意すべき事項について」（以下「課長内かん」という。）の 4 (3) の付表の送付について、石綿等が使用されている建築物等の解体等を行う作業現場に対し監督指導等を実施したものについては、課長内かんによらず、監督指導を実施した月の翌月 5 日までに本省化学物質対策課に送付すること。